

平成28年 臨時第1回

新得町議会会議録

開 会 平成28年 1 月26日

閉 会 平成28年 1 月26日

新 得 町 議 会

第 1 回臨時町議会会議録目次

第 1 日（28. 1. 26）

○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	4
○諸般の報告（第 1 号）	4
○行政報告	4
○日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について	5
○日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について	5
○日程第 5 議案第 83 号 新得町基本構想審査特別委員会の審査報告 （平成 27 年）	5
○日程第 6 議案第 1 号 課設置条例の一部を改正する条例の制定について…	6
○日程第 7 議案第 2 号 国民宿舎東大雪荘設置及び管理条例の一部を改正 する条例の制定について	8
○日程第 8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について	9
○閉会の宣告	9

平成28年第1回新得町議会臨時会

平成28年1月26日（火曜日）午前10時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	報告第 1 号	専決処分の報告について
4	報告第 2 号	専決処分の報告について
5	議案第 8 3 号 （平成27年）	新得町基本構想審査特別委員会の審査報告
6	議案第 1 号	課設置条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第 2 号	国民宿舎東大雪荘設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
8		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名
 会期の決定
 諸般の報告（第1号）
 行政報告
 報告第 1 号 専決処分の報告について
 報告第 2 号 専決処分の報告について
 議案第 8 3 号 新得町基本構想審査特別委員会の審査報告
 （平成27年）

- 議案第 1号 課設置条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 2号 国民宿舎東大雪荘設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
 について
 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

1 番	長 野 章	議員	2 番	村 田 博	議員
3 番	湯 浅 佳 春	議員	4 番	佐 藤 幹 也	議員
5 番	貴 戸 愛 三	議員	6 番	若 杉 政 敏	議員
7 番	湯 浅 真 希	議員	8 番	廣 山 輝 男	議員
9 番	柴 田 信 昭	議員	10 番	吉 川 幸 一	議員
11 番	高 橋 浩 一	議員	12 番	菊 地 康 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 委 員 会 委 員 長	浦 山 兼 一
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	武 田 芳 秋
地 域 戦 略 室 長	佐 藤 博 行
町 民 課 長	渡 辺 裕 之
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	鈴 木 隆 義
産 業 課 長	鈴 木 義 夫
児 童 保 育 課 長	鈴 木 貞 行
町 民 課 長 補 佐	若 原 俊 隆
産 業 課 長 補 佐	佐 々 木 隼 人
屈 足 支 所 長	金 田 将
出 納 室 長	木 村 秀 光
庶 務 係 長	小 林 健 利
財 政 係 長	桑 野 恒 雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	齊	藤	仁				
学	校	教	育	課	長	石	塚	将	照
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎開会の宣告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成28年臨時第1回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開議の宣告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、5番、貴戸愛三議員、6番、若杉政敏議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎諸般の報告(第1号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行政報告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 平成27年12月3日、定例第4回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

12月14日であります。新岩松水力発電所初回転式が開催されました。これにつきましては、平成25年7月より建設を進めてきました新岩松水力発電所が、試験運転に合わせ初回転式、通水式が行われたものであります。

その後、試験運転を繰り返しながら、1月27日より営業運転に入るということでお話しをいただいているところであります。

2ページにまいります。12月18日に全国都道府県対抗女子駅伝に新得中学校の3年生

であります伊藤穂乃佳さんが出場する報告がありました。1月17日に京都府で開催され、当日は3区、3キロメートルに出場いたしました。

結果として、北海道勢は過去最高の21位というふうになりました。本人のこれまでの努力に敬意を表するとともに、高校でも一層のご活躍を期待するところであります。

4ページにまいります。1月18日に新得高等学校の青山校長が来庁されました。内容につきましては、平成31年3月の卒業生をもって閉校が決まっております新得高校であります。関係者の協力のもと、閉校式典を挙げる準備を進めていくことの報告と協力の要請がありました。

今後は2月24日に関係者が一同に介しまして、閉校記念事業協賛会、これは仮称であります。設立準備委員会を開催しまして、今後の取り組みをスタートさせるというふうに向っております。

次に1月19日、中体連全国大会出場者の3名の中学生が来庁されました。その中にありまして、アイスホッケーに出場しました屈足中学校3年生、木綿宏太君であります。群馬県で開催されましたアイスホッケーの第36回全国中学校大会に十勝連合Dチームの一員として出場しまして、1月24日に決勝が行われ、結果、全国優勝を成し遂げたところであります。

さきほどの伊藤さんと同様に本人の努力に敬意を表するとともに、今後もお努力をいただき、さらなるご活躍を期待しているところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

◎菊地康雄議長 日程第3、報告第1号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第1号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

◎菊地康雄議長 日程第4、報告第2号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第2号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第5 平成27年議案第83号 新得町基本構想審査特別委員会の審査報告

◎菊地康雄議長 日程第5、平成27年議案第83号、新得町基本構想審査特別委員会の審査報告を議題といたします。

本件は、平成27年12月17日付けで新得町基本構想審査特別委員会に付託されたものであります。

本件に関する委員会審査報告は別紙配布のとおりであります。本件については質疑、討論を省略し直ちに採決いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。本件については委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第1号 課設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第1号、課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第1号、課設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、町行政組織の一部を変更し、住民サービスの向上を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

下段の改正内容であります。第1条関係では、町民課の税務部門と出納室を統合し、新たに「税務出納課」を置くことを規定しております。

第2条関係では、町民課の分担する事務のうち、「税その他歳入金の調定及び賦課徴収に関すること」を税務出納課に移し、新たに「会計事務に関すること」を追加して規定しております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。1番、長野議員。

◎長野章議員 この間もるる説明を受けたわけですがけれども、やはりこの間、説明を受けた後、考えたんですけれども、どうもやはりすっきりしないなとか、そういうような、どこが本当に住民サービスの向上につながるのかなとかということが、まず第1にあげられるかなというふうに思います。

やはり住民サービスということであれば、私はやはりこれ、出納は出納、税務は税務だというふうに、ずっとそういうふうに思うんですね。ですから、やはりこれはきちっと分けてやるべきでないかなというふうに思うんですけれども。

何回かこの間、一般質問でもさせてもらいましたけれども、せっかくやるのになんか中途半端な改革とか、改正でないかなというふうに思いますので。原課でも「これでいいのではないか」という話もこの間、そういう話もされたんですけれども、もうち

よっとせっかく直すのであれば、もう少し考えてやったらどうかなというふうに思うので、もう一度答弁をいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 お答えいたします。今回の改正の背景でありますけれども、22年の組織見直しにおいて、業務の集約化とその連携強化、住民に利用しやすい組織ということで、行政のスリム化ということで図ってきているところであります。

その結果、前回税務課と当時の住民生活課を住民の利用が最も多い窓口として統合したというようなことでありましたけれども。

その後何回か、行政改善事務委員会を開いて、職員でありますけれども、検証した結果、やや税務の名称が、ちょっと住民のかたがたに浸透していないということで、分かりにくい面があると。それを業務内容のつながりがある税務、出納のほうに関連性が強くて、そちらのほうを統合したほうがいいのではないかなというような判断がありましたけれども。

基本的には、組織の在り方としては、平成22年の見直しで行いました組織の、そのときに退職のかたも多く迎えておりましたので、組織の連携、集約などを、課の統廃合を実施して、組織のスリム化を行っていくというような考えで進めてきておりますので、その考えを今後も継続していきたいなと思っております。今回出納と税務も、そういうスリム化も継続ということもありまして、統合するというようなことで考えております。

連携の関係でありますけれども、つながりとしましては、やはり出納室で納められた納付書だとか日計簿が、全てではありませんけれども、納税係のほうに回って行って、そういう連携も取れますし、また出納の窓口にお客さんが来て、税の関係等、内容が分からないというようなことで、税のほうに聞く回数もありますので、そういう連携も取れるかなと思っておりますので、今回、そういうことで出納室と税務と統合というふうに考えております。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 何だかさっぱり分かりません。本当に住民サービスの向上につながるのかどうかというのが、いまいちゃぱっとしないというか。

今まで、じゃあどこが悪かったんだという、そういう、なんていうか、したのかどうなのか。ここがダメだったからここを改善したというふうに、そういうような答弁をいただきましたかと思ったんですけれども、今までもやはり税に関する事、それから収納に関する事、やはりその横のつながりでやってきたと思うんですよね。

今、何で、それをこっち側にくっつけてというふうにやらないとならないのかなというか、そのサービス向上につながるという、そこが分からないというか。だから何で、変える必要がないというか、であれば、どうせ変えるのだったら、私はそのまま税務課は税務課、出納室は出納室という流れで新得町がずっと平成22年に変わるまで、ずっとそういうことできたと思うんですよね。そこに不都合があったから、今、住民生活課から町民課をつくったと。それから後どうだったのかなというか、特に問題なくきたのか、現場でずっと問題があると言い続けてきてやっとこれが変わったのか、その辺よく分からないですけれども。

それでやりたいということですから、やってみるのも1つなのかなというふうに思うけれども、どうも住民サービス向上につながるというところがはっきりしないというか。

ですから、またぜひ検討委員会やなんかで検討されて、前にもお話ししましたけれども、まだ産業課の問題もありますし、そういう中ではぜひ検討委員会で検討されて、よりよい組織機構にしてもらえればなということで、お話しして終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 住民サービスということはどんなことなんだという話でありますけれども、やはりさきほどもちよっと触れましたけれども、住民のかたから「税務」という名前が消えたということで、分かりにくいというのは、これは現場の職員からも聞いておまして、その辺が今度は税務出納課という税務の名前になりますと、スムーズになるのかなというのがあるかなと思っております。

それと、過去からずっと出納室におきまして、2人体制でやってきておまして、そういう2人体制でありますけれども、どうしても何か、1人が欠けるとすると、今回、課が1つになれば課長の権限によりまして、ほかの係から協力も業務の協力もできるということで、臨機応変に対応できるかなという、そういうメリットもあるかなと思っております。

組織につきまして、いずれにしても、そのときどきの状況によって対応していかなければならないのかなというふうに思っております。さきほども言いましたように、やはりスリム化という、今後人口も減って行って、職員体制もやはりそういうスリム化に向かっていかななくてはならないかなと思っております。

これからも事務改善委員会等で進めていきますので、その中で不都合があれば、また見直しも必要かなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎菊地康雄議長 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号 国民宿舎東大雪荘設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第2号、国民宿舎東大雪荘設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木産業課長。

[鈴木義夫産業課長 登壇]

◎鈴木義夫産業課長 議案第2号、国民宿舎東大雪荘設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

提案理由でございますが、平成17年の利用料金の改正から10年が経過し、利用実態の変化や食材原価の高騰、電気料金等が値上がりしていることから、利用料金を改正し、

経営の安定を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、宿泊利用料金の改正につきましては、1泊2食付き料金の一般室は大人の現行6,650円を1万円、小学生の現行5,900円を9,000円、特別室では大人の現行8,550円を1万2,000円、小学生の現行7,400円を1万円に改めるものでございます。

湯治利用料金の改正につきましては、7日間の現行基本料2万8,140円を3万1,640円、延泊加算1泊3食付きの現行4,020円を4,520円に改めるものでございます。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[鈴木義夫産業課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

広報広聴常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、広報広聴常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成28年臨時第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時21分)
